

春野なごみの里地区計画

(平成27年1月1日告示第9号)

名 称	春野なごみの里地区計画	
位 置	高知市春野町西分字丸ケ谷山，春野町西分字丸ケ谷，春野町西分字城山，春野町西分字南丸ケ谷，春野町西分字六郎の各一部	
面 積	約2.3ha	
地区計画の目標	本地区は、主要県道高知南環状線，高知春野線に隣接した自然環境に恵まれた市街化調整区域にある。医療産業系地区計画を策定することにより高齢化社会に対応する「地域包括ケアシステム」の構築に向け社会福祉施設等の立地誘導を行い，地域福祉への貢献及び雇用の創出を目指す。 また，鉱物資源の有効活用を図りながら，春野総合運動公園などのスポーツ施設と連携し地域活力の維持向上と，いつまでも高齢者が元気でいられる長寿・健康増進を目標とする。	
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	本地区は，医療，福祉，交流施設の立地誘導を図るとともに周辺環境と調和した良好な医療福祉系団地の形成，保全を図る。
	地区施設の整備の方針	本地区において整備される道路及び既設の地区施設は，今後ともその機能，環境が損なわれないように維持・保全を図る。
	建築物等の整備の方針	良好な環境形成及び保全のため，次に掲げる事項について必要な基準を定める。 (1) 建築物等の用途の制限 (2) 敷地面積の最低限度 (3) 壁面の位置の制限 (4) 建築物の高さの最高限度 (5) 建築物等の形態又は意匠の制限 (6) かき又はさくの構造の制限

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限 建築物等の用途の制限 建築物等は建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 共同住宅、寄宿舍又は下宿。ただし、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年4月6日法律第26号）第5条第1項で定める、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けた建築物を除く (4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (5) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の6の2で定める運動施設 (6) 自動車教習所 (7) 畜舎
	敷地面積の最低限度	300㎡
	壁面の位置の制限	建築物の外壁またはこれに代わる柱面から、隣地境界線までの距離は1.5m以上、道路境界線までの距離は2.5m以上とする。
	建築物等の高さの最高限度	20m
	建築物等の形態、意匠の制限	建築物の外観、意匠は、次に掲げるものとする。 (1) 建築物の外壁及び屋根の色彩は、高知市景観計画の規定に即したものとし、周辺の景観に配慮したものとする。 (2) 屋外広告物は、次に掲げるとおりとする。 ア 地色は、けばけばしい色彩を避け、周辺環境の景観に配慮したものとする イ 自家用に設置するもので、高知市屋外広告物条例施行規則で定める、第二種禁止地域等で規定する規格に限る ウ 屋根面に表示しないものであること
	かき又はさくの構造の制限	垣または柵（門柱及び門扉を除く。）を設置する場合は、高さ1m以上の生垣とする。

区域は計画図表示のとおり

春野なごみの里地区計画

